

各経済産業局に委任した事務の 実績に係る定期報告について

(趣旨)

電気事業法に基づく電気の特定供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許認可等のうち、経済産業大臣より各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務については、経済産業局は随時案件を委員会事務局に報告し、委員会事務局は定期的に当該許可等の実績を委員会で報告することとしているため、2016年7月から12月までの実績につき、今般その定期報告をさせていただきます。

主なポイント

1. 電気に係る回答件数 (※1)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
特定供給の許可 【第27条の31第1項】	0	0	0	1	0	5	6

2. ガスに係る回答件数 (※1)

(1) 供給約款・供給条件関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
供給約款等の特例認可 (一般ガス) 【第20条ただし書後段】	0	1	1	1	1	2	6
供給約款等の特例認可 (簡易ガス) 【第37条の6の2ただし書後段】	0	0	1	1	0	0	2
供給約款の設定の認可 (簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第17条第1項】	2	0	0	0	4	0	6
供給約款の変更の認可 (一般ガス) 【第17条第1項】	0	0	1	0	0	1	2
供給約款の変更の認可 (簡易ガス) 【第37条の7第1項に	5	8	10	10	12	9	54

(※1) 複数件の申請に対し1件の回答を行っているものについても、複数件として計上

において準用する第 17 条 第 1 項】							
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--

(2) 事業の許可・取消し・変更関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
事業の許可（一般ガス） 【第 3 条】	0	0	1	0	0	0	1
事業の許可（簡易ガス） 【第 37 条の 2】	1	1	2	1	0	1	6
事業の許可の取消し（簡 易ガス） 【第 37 条の 7 第 1 項に おいて準用する第 14 条 第 2 項】	0	0	0	0	0	1	1
供給区域等の変更の許 可（一般ガス） 【第 8 条第 1 項】	6	1 2	7	1 0	8	1 1	5 4
供給地点等の変更の許 可（簡易ガス） 【第 37 条の 7 第 1 項に おいて準用する第 8 条第 1 項】	2 9	2 2	2 0	4 0	3 2	1 6	1 5 9

(3) 事業の譲渡・譲受・合併・休廃止関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
事業の譲渡し及び譲受 けの認可（一般ガス） 【第 10 条第 1 項】	0	0	0	0	0	1	1
事業の譲渡し及び譲受 けの認可（簡易ガス） 【第 37 条の 7 第 1 項に おいて準用する第 10 条 第 1 項】	1	1	3	3	2	5	1 5
事業者の合併の認可 （一般ガス） 【第 10 条第 2 項】	0	0	0	0	1	0	1
事業者の合併の認可 （簡易ガス） 【第 37 条の 7 第 1 項に おいて準用する第 10 条 第 2 項】	0	2	2	1	3	1	9
事業の休止及び廃止の 許可（簡易ガス）	1 7	5	4	1 1	6	2	4 5

【第37条の7第1項において準用する第13条第1項】							
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

(4) 託送供給約款関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
託送供給約款の認可 【3弾法附則第18条第1項】	0	0	0	0	0	122	122
託送供給約款の特例承認 【第22条第3項ただし書】	0	0	0	1	0	0	1

(5) 指定旧供給区域等・指定旧供給地点の指定関係 (※2)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
指定旧供給区域等の指定 【3弾法附則第22条第6項】	0	0	0	0	9	0	9
指定旧供給地点の指定 【3弾法附則第28条第5項】	0	0	0	0	0	433	433

(※2) 事業者数により計上。ただし、同一の事業者につき複数の局で指定した場合は複数件として計上。

(6) 小売事業の登録関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
小売事業の登録 【3弾法附則第16条第2項】	0	0	0	0	2	2	4

3. 各局の回答件数

(1) 電気

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
北海道経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
東北経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
関東経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
中部経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	0	0	0	0	0	0	0
近畿経済産業局	0	0	0	0	0	3	3
中国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0

四国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
九州経済産業局	0	0	0	1	0	2	3
内閣府沖縄総合事務局	0	0	0	0	0	0	0

(2) ガス

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
北海道経済産業局	2	3	4	4	3	3	19
東北経済産業局	14	3	0	7	10	16	50
関東経済産業局	24	29	30	35	42	25	185
中部経済産業局	6	4	3	6	4	10	33
中部経済産業局電力・ ガス事業北陸支局	3	1	0	0	2	7	13
近畿経済産業局	1	1	3	2	4	6	17
中国経済産業局	3	6	4	8	5	4	30
四国経済産業局	0	0	1	0	1	5	7
九州経済産業局	3	2	3	12	8	6	34
内閣府沖縄総合事務局	5	3	3	3	1	3	18

4. 傾向

- ・ 本年4月1日のガスの小売全面自由化に向けて、事前手続きを経る事業者が一定数存在する。
- ・ 具体的には、①12月に託送供給約款の認可が、②11月に指定旧供給区域等の指定が、③12月に指定旧供給地点の指定が、④11月及び12月に小売事業の登録が一定数見られる。
- ・ また、同時に、簡易ガス事業の休止及び廃止の件数が各月において一定数見られる。

なお、上記委任事務について、事業者からの苦情は本省及び地方局に対して特段寄せられていない。

(参考) 第41回電力・ガス取引監視等委員会における定期報告

1. 電気に係る回答件数 (※)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
特定供給の許可 【第27条の31第1項】	2	3	4	1	1	2	13

2. ガスに係る回答件数 (※)

(1) 供給約款・供給条件関係

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
供給約款等の特例認可 (一般ガス) 【第20条ただし書後段】				23	28	3	54
供給約款等の特例認可 (簡易ガス) 【第37条の6の2ただし書後段】				9	14	0	23
供給約款の設定の認可 (簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第17条第1項】				0	0	4	4
供給約款の変更の認可 (簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第17条第1項】				2	3	8	13

(2) 事業の許可・変更関係

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
事業の許可 (簡易ガス) 【第37条の2】				0	1	2	3
供給区域等の変更 (一般ガス) 【第8条第1項】				4	6	9	19
供給地点等の変更の許可 (簡易ガス) 【第37条の7第1項において準用する第8条第1項】				5	13	36	54

(※) 複数件の申請に対し1件の回答を行っているものについても、複数件として計上

(3) 事業の譲渡・譲受・合併・休廃止関係

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
事業の譲渡し及び譲受 の認可（簡易ガス） 【第37条の7第1項に おいて準用する第10条 第1項】				0	3	7	10
事業者の合併の認可 （簡易ガス） 【第37条の7第1項に おいて準用する第10条 第2項】				0	1	1	2
事業の休止及び廃止の 許可（簡易ガス） 【第37条の7第1項に おいて準用する第13条 第1項】				4	3	8	15

(4) 託送供給約款関係

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
託送供給約款制定不要 承認 【3弾法附則第18条第1 項ただし書】				0	0	72	72

3. 各局の回答件数

(1) 電気

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
北海道経済産業局	0	0	3	0	0	0	3
東北経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
関東経済産業局	0	0	0	1	0	0	1
中部経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
中部経済産業局電力・ ガス事業北陸支局	0	0	0	0	0	0	0
近畿経済産業局	0	2	0	0	0	0	2
中国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
四国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
九州経済産業局	2	1	1	0	1	2	7
内閣府沖縄総合事務局	0	0	0	0	0	0	0

(2) ガス

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
北海道経済産業局				0	7	5	12
東北経済産業局				0	4	28	32
関東経済産業局				11	9	47	67
中部経済産業局				3	1	13	17
中部経済産業局電力・ ガス事業北陸支局				0	0	4	4
近畿経済産業局				0	7	18	25
中国経済産業局				4	6	12	22
四国経済産業局				0	3	4	7
九州経済産業局				28	33	18	79
内閣府沖縄総合事務局				1	2	1	4